様式第3号(第7条第1項関係)

|  |
| --- |
| 丸亀市立綾歌図書館ギャラリー等使用不許可通知書年　　　　月　　　　日　　　様　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　丸亀市長　　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました丸亀市立綾歌図書館ギャラリー等の使用について、丸亀市立綾歌図書館ギャラリー及び多目的室管理運営要綱第７条第１項の規定により次のとおり不許可といたしましたので通知します。 |
| 使用期間 | 年　　月　　日(　　)から年　　月　　日(　　)まで |
| 使用目的 |  |
| 不許可の理由 |  |

　１　この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、丸亀市長に対して審査請求をすることができます。

　２　処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、丸亀市を被告として提起することができます。